

大

地域再生計画の変更の認定申請書

元信木第376号

元喬高建第29号

令和2年1月21日

内閣総理大臣 殿

長野県知事 阿部 守一 印

喬木村長 市瀬 直史 印
長野県下伊那郡喬木村長印

平成27年3月27日付けで認定を受けた地域再生計画について下記のとおり変更したいので、地域再生法第7条第1項の規定に基づき、認定を申請します。

記

1. 変更事項

地域再生計画「交流の輪をひろげる村づくり計画」に係る2の変更

2. 変更の内容

地域再生計画を別添のとおり変更する。

別紙 新旧対照表

交流の輪をひろげる村づくり

(下線部分は変更部分)

新	旧
(1～3 略)	(1～3 略)
4 地域再生計画の目標 (略)	4 地域再生計画の目標 (略)
(目標1) 交流人口の増 70,000人(平成26年) → 73,000人(平成29年) → <u>79,000人(令和3年)</u>	(目標1) 交流人口の増 70,000人(平成26年) → 73,000人(平成29年) → <u>77,000人(平成31年)</u>
(目標2) 間伐面積の増 85ha(平成26年) → 93ha(平成29年) → <u>100ha(令和3年)</u>	(目標2) 間伐面積の増 85ha(平成26年) → 93ha(平成29年) → <u>100ha(平成31年)</u>
5 地域再生を図るために行う事業 (5～1～5～2 略)	5 地域再生を図るために行う事業 (5～1～5～2 略)
5～3 法第5章の特別の措置を適用して行う事業 道整備交付金【A3001】 (略)	5～3 法第5章の特別の措置を適用して行う事業 道整備交付金【A3001】 (略)
【事業期間】 ・村道 平成28年度 ・林道 平成27年度～ <u>令和3年度</u>	【事業期間】 ・村道 平成28年度 ・林道 平成27年度～ <u>平成31年度</u>
【整備量及び事業費】 ・村道 L = 330m、林道 L = 750m ・総事業費 <u>332,000千円</u> (うち交付金 <u>166,000千円</u>)	【整備量及び事業費】 ・村道 L = 330m、林道 L = 750m ・総事業費 <u>291,450千円</u> (うち交付金 <u>145,725千円</u>)

	村道 12,000千円 (うち交付金 6,000千円) 林道 320,000千円 (うち交付金 160,000千円)	村道 12,000千円 (うち交付金 6,000千円) 林道 279,450千円 (うち交付金 139,725千円)
5-4 その他の事業		
(略)		
(5-4-1～5-4-2 略)		
5-4-3 支援措置によらない独自の取組		
(1) クラインガルデン		
内 容 遊休農地を利用し宿泊施設付農園として都市住民に貸し出し、土と触れ合つていただくとともに、地元住民との交流を図り、さらには農林家の収入の向上を図ることにより、地域に活力を見出していく。(喬木村単独事業)	内 容 遊休農地を利用し宿泊施設付農園として都市住民に貸し出し、土と触れ合つていただいたとともに、地元住民との交流を図り、さらには農林家の収入の向上を図ることにより、地域に活力を見出していく。(喬木村単独事業)	
実施主体 喬木村	実施主体 喬木村	
実施期間 平成27年度～令和3年度	実施期間 平成27年度～平成31年度	
事業規模 10棟	事業規模 10棟	
(2) イチゴ狩り	(2) イチゴ狩り	
内 容 1月中旬から5月下旬までの毎日、交流拠点施設である農村交流研修センターを窓口とし、村内に点在しているイチゴハウスで行っている。喬木村の春の風物詩として定着しており、喬木村の情報を全国へ発信するイベントとなっている。(NPO単独事業)	内 容 1月中旬から5月下旬までの毎日、交流拠点施設である農村交流研修センターを窓口とし、村内に点在しているイチゴハウスで行っている。喬木村の春の風物詩として定着しており、喬木村の情報を全国へ発信するイベントとなっている。(NPO単独事業)	
実施主体 イチゴ狩り受け入れ農家	実施主体 イチゴ狩り受け入れ農家	
実施期間 平成27年度～令和3年度	実施期間 平成27年度～平成31年度	
事業規模 12戸(内1法人)	事業規模 12戸(内1法人)	
(3) グリーンツーリズム	(3) グリーンツーリズム	
内 容 南信州観光公社を中心として体験修学旅行の受	内 容 南信州観光公社を中心として体験修学旅行の受	

<p>入を行っており、年間 250 人余りの学生が喬木村を訪れている。農作業体験や農家民宿を通じ農山村の生活を都会の子供に理解していただくとともに、将来はリピーターあるいは I ターン等で再度、喬木村を訪れていただけるよう誘客につなげる。(NPO単独事業)</p>	<p>(4) 観光スポットの有機的連携 内 容 村内にある「菊目石」や「矢筈公園」、「福誤除けの滝」などをゆつたりと散策し、自然を満喫しながらの醍醐味を味わつていただくコースを設定する。(喬木村単独事業)</p> <p>実施主体 喬木村 実施期間 平成 27 年度～令和 3 年度</p>	<p>5－5 計画期間 平成 27 年度～令和 3 年度</p> <p>6 目標の達成状況に係る評価に関する事項 (6－1 略) 6－2 目標の達成状況に係る評価の時期及び評価を行う内容</p>
<p>入を行っている。農作業体験や農家民宿を通じ農山村の生活を都会の子供に理解していただくとともに、将来はリピーターあるいは I ターン等で再度、喬木村を訪れていただけるよう誘客につなげる。(NPO単独事業)</p>	<p>(4) 観光スポットの有機的連携 内 容 村内にある「菊目石」や「矢筈公園」、「福誤除けの滝」などをゆつたりと散策し、自然を満喫しながらの醍醐味を味わつていただくコースを設定する。(喬木村単独事業)</p> <p>実施主体 喬木村 実施期間 平成 27 年度～令和 3 年度</p>	<p>5－5 計画期間 平成 27 年度～令和 3 年度</p> <p>6 目標の達成状況に係る評価に関する事項 (6－1 略) 6－2 目標の達成状況に係る評価の時期及び評価を行う内容</p>

	26年 (基準年度)	29年 (中間年度)	最終目標	26年 (基準年度)	29年 (中間年度)	最終目標	
目標1 交流人口の増	7万人	7.3万人	<u>7.9万人</u>	目標1 交流人口の増	7万人	7.3万人	<u>7.7万人</u>
目標2 間伐面積の増	85ha	93ha	100ha	目標2 間伐面積の増	85ha	93ha	100ha
	(略)	(6-3 略)	(7~9 略)	(略)	(6-3 略)	(7~9 略)	

注) 新旧の計画書本文から今回の変更に該当する項目名、変更関係部分を抜き書きする。(変更のない箇所については適宜省略する。)

注) 変更箇所(新欄と旧欄記述が異なる部分)に下線()を引く。

注) 旧欄は直近の内閣総理大臣認定(新規認定又は変更認定)を受けた計画から抜き書きする。(直近の軽微な変更後の計画ではない。)

地域再生計画

1 地域再生計画の名称

交流の輪をひろげる村づくり

2 地域再生計画の作成主体の名称

長野県、喬木村

3 地域再生計画の区域

喬木村の全域

4 地域再生計画の目標

喬木村は長野県下伊那郡の北部、伊那谷を南北に流れる天竜川の東岸に位置し、北は豊丘村、東、南及び西は飯田市に隣接した地域であり、人口約6,500人、面積66.62平方キロメートルで長野県庁からは164.2km、下伊那郡の中核都市である飯田市へは7kmの距離である。平成26年10月時点の人口に占める65歳以上の老人人口の割合は32.2%で県平均の29.2%より高くなっている。伊那谷特有の河岸段丘上にあり、伊那

山脈に源を発する小川川、加々須川が谷間を流れる地勢は丘陵、渓谷が入り込む複雑な地形である。平坦地は天竜川、加ヶ須川、小川川に沿う一部と段丘上の台地で、約80%が森林である。

また、当村には一級河川天竜川、森林等の恵まれた自然環境や原風景の残る農地が現存し、都市との交流拠点施設「たかぎ農村交流研修センター」、「瀬戸の滝」、「禍誤除けの滝」、県天然記念物「菊目石」等の豊富な観光資源に恵まれている。

このような資源を活かし、村では第4次総合振興計画で「交流の輪をひろげ、たくましく躍動するむらづくり」を目指して、農村の原風景と地域資源を活用した村づくりを進めている。この取り組みの中で、役場から約12kmと最も遠い地区である大島地区では地域住民が農作業を協働で行い、農作業で収穫した農作物や山の自然の恵みである「松茸」や「ブルーベリー」を観光販売することにより、都市住民との積極的な交流を図っている。また、農業後継者がなく遊休農地となっている農地を有効利用したクラインガルデン（宿泊施設付農園）を活用し、豊富な資源を有効に活用した取り組みを行っている。このように、地域に活力を持たせ、地域の再生を目指していくことが今まさに必要とされている。

地域再生の取り組みを進める上で、地域内の各観光資源を結びつける道路網の未整備が大きな支障となっており、その整備が急務となっている。以上の状況を解消し、

地域再生を図るため村道、林道の一体的な整備を行うことによって、観光地への集客数の増加を目指すとともに、荒廃する山林の景観林整備及び国土保全林整備にも期待ができ、総合的に地域の活性化を目指す。

- (目標 1) 交流人口の増 70,000 人 (平成 26 年) →
73,000 人 (平成 29 年) → 79,000 人 (令和 3 年)
(目標 2) 間伐面積の増 85ha (平成 26 年) →
93ha (平成 29 年) → 100ha (令和 3 年)

5 地域再生を図るために行う事業

5-1 全体の概要

今後、村内への集客数と交流人口の増加を図るためにには、村内各地域を安全で容易に移動できることが必要である。1級村道2号線については、喬木村と飯田市・豊丘村を結ぶ幹線道路で、観光客が村へ流入する玄関口となっている。また、主要地方道伊那生田飯田線のバイパスとしての性格を有することから、交通量が開通当初の3,500台／日から現在は9,000台／日へと増加し、全体的に損傷が多くみられ、局部的な修繕では対処出来ない状況である。このため、増大する交通量に対応できるよう舗装修繕を行い、村の玄関口の整備を行う。

林道大島氏乗線は、景観整備のための間伐促進、グリーンツーリズム等農林業体験の実施のため開設が望まれている。将来的には大島と氏乗の両集落を連絡し、経済文化の交流を促進するのみならず、災害時の緊急迂回路として地域の民政安定に寄与するものと期待される。また、氏乗側で建設が進められている三遠南信自動車道との連絡効果により県内外からの交流の活発化と地域の活性化を期待し、国道、県道、村道による効率的な道路ネットワークを構築するものである。

5-2 特定政策課題に関する事項

該当なし

5-3 法第5章の特別の措置を適用して行う事業

道整備交付金【A3001】

対象となる事業は、以下のとおり事業開始に係る手続き等を了している。なお、整備箇所等については、別添の整備箇所を示した図面による。

- ・村道：道路法に規定する村道に認定済み。（）内は認定年月日。
村道 2 号線 （平成 4 年 3 月 24 日）

- ・林道：森林法による伊那谷地域森林計画書（平成25年策定）に路線を記載。
大島氏乗線

[施設の種類] [事業主体]

- ・村道 喬木村
- ・林道 長野県

[事業区域]

- ・喬木村

[事業期間]

- ・村道 平成28年度
- ・林道 平成27年度～令和3年度

[整備量及び事業費]

- ・村道 L = 330 m、林道 L = 750 m
- ・総事業費 332,000千円（うち交付金 166,000千円）
 - 村道 12,000千円（うち交付金 6,000千円）
 - 林道 320,000千円（うち交付金 160,000千円）

5-4 その他の事業

「交流の輪をひろげる村づくり」を達成するためには、道路ネットワークの構築が必要不可欠であり、このことにより次のさまざまな事業展開が可能となり、地域発展に大きな効果を及ぼすものである。このような観点から、次の事業を総合的かつ一体的に行うものとする。

5-4-1 地域再生基本方針に基づく支援措置

該当なし

5-4-2 複数事業と密接に関連させて効果を高める独自の取り組み

該当なし

5-4-3 支援措置によらない独自の取組

(1) クラインガルテン

内 容 遊休農地を利用し宿泊施設付農園として都市住民に貸し出し、土と触れ合っていただくとともに、地元住民との交流を図り、さらには農林家の収入の向上を図ることにより、地域に活力を見出していく。（喬木村単独事業）

実施主体 喬木村

実施期間 平成27年度～令和3年度

事業規模 10棟

(2) イチゴ狩り

内 容 1月中旬から5月下旬までの毎日、交流拠点施設である農村交流研修センターを窓口とし、村内に点在しているイチゴハウスで行

っている。喬木村の春の風物詩として定着しており、喬木村の情報在全国へ発信するイベントとなっている。(NPO単独事業)

実施主体 イチゴ狩り受け入れ農家

実施期間 平成27年度～令和3年度

事業規模 12戸(内1法人)

(3)グリーンツーリズム

内 容 南信州観光公社を中心として体験修学旅行の受入を行っており、年間250人余りの学生が喬木村を訪れている。農作業体験や農家民泊を通じ農山村の生活を都会の子供に理解していただくとともに、将来はリピーター或いは1ターン等で再度、喬木村を訪れていただけるよう誘客につなげる。(NPO単独事業)

実施主体 NPOたかぎ

実施期間 平成27年度～令和3年度

事業規模 11戸

(4)観光スポットの有機的連携

内 容 村内にある「菊目石」や「矢筈公園」、「禍誤除けの滝」などをゆったりと散策し、自然を満喫し自然の醍醐味を味わっていただくコースを設定する。(喬木村単独事業)

実施主体 喬木村

実施期間 平成27年度～令和3年度

5-5 計画期間

平成27年度～令和3年度

6 目標の達成状況に係る評価に関する事項

6-1 目標の達成状況にかかる評価の手法

4に示す地域再生計画の目標については、計画期間の中間年度及び計画年度終了後に喬木村が必要な調査等を行い、速やかに状況を把握する。

定量的な目標に関わる基礎データは喬木村のデータを用い評価を行う。

6-2 目標の達成状況に係る評価の時期及び評価を行う内容

	26年(基準年度)	29年(中間年度)	最終目標
目標1 交流人口の増	7万人	7.3万人	7.9万人
目標2 間伐面積の増	85ha	93ha	100ha

(指標とする数値の収集方法)

項目	収集方法
交流人口の増	農村交流研修センターの集計数値 より
間伐面積の増	喬木村の毎年の公表データ(わかり やすい決算書)より

- ・目標の達成状況以外の評価を行う内容
 - 1. 事業の進捗状況
 - 2. 総合的な評価や今後の方針

6-3 目標の達成状況に係る公表の手法

4. 示す地域再生計画の目標については、事後評価の内容を喬木村のホームページにより公表する。

7 構造改革特別区域計画に関する事項

該当なし

8 中心市街地活性化基本計画に関する事項

該当なし

9 産業集積形成等基本計画に関する事項

該当なし

添付資料の一覧（目次）

(1) 区域の図面

(2) 整備する施設の整備区域又は整備箇所を示した図面

(3) 地域再生計画の工程表及びその内容を説明した文書

(1) 区域の図面



交流の輪をひろげる村づくり

(3) 地域再生計画の工程表及びその内容を説明した文書

区分 支 援 指 置	支援措置の名称(番号)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度~
支 援 措 置 道整備交付金 (A 3 0 0 1)	林道大島氏乗線 村道2号								
関 連 事 業 クラインガルデン (宿泊施設付農園)	遊休農地と地域住民の農業技術を活かしたクラインガルデンの実施								
イチゴ狩り観光	喬木村名産のイチゴを活かした観光農園の開催 (1月から5月)								
グリーン・ツーリズム	体験修学旅行の受入								
	観光スポットの有機的連携								
	村内の観光スポットをゆっくりと散策し、自然を満喫								

(工程表の説明)

- 林道大島氏乗線の整備は木材搬出及び森林施業を行うための車両通行の円滑化と安全化により、森林整備の推進を目指すものである。
- 村道2号線の整備は、地域の観光拠点を結び地域資源の魅力を発信し交流人口の増加を目指すものである。

別紙

変更理由書

長野県
喬木村

(林道の事業費及び事業期間の変更)

林道「大島氏乗線」においては、計画ルート上において、先線の崩壊地の拡大に伴い、崩壊地の中を通過し、多額の費用が掛かること等により、崩壊地を迂回するルートへの見直しに時間を要したこと及び平成30年7月4日から6日にかけて発生した豪雨の影響により被災した現場の災害復旧で開設工事現場への進入が10ヶ月困難となつた。

このため、予定どおりの進捗を図ることが出来ず、計画期間内での整備計画量の完了が困難となつたことから、事業費を増額するとともに事業期間を2年延長し、令和3年度までとすることとなつたもの。

(計画期間の変更)

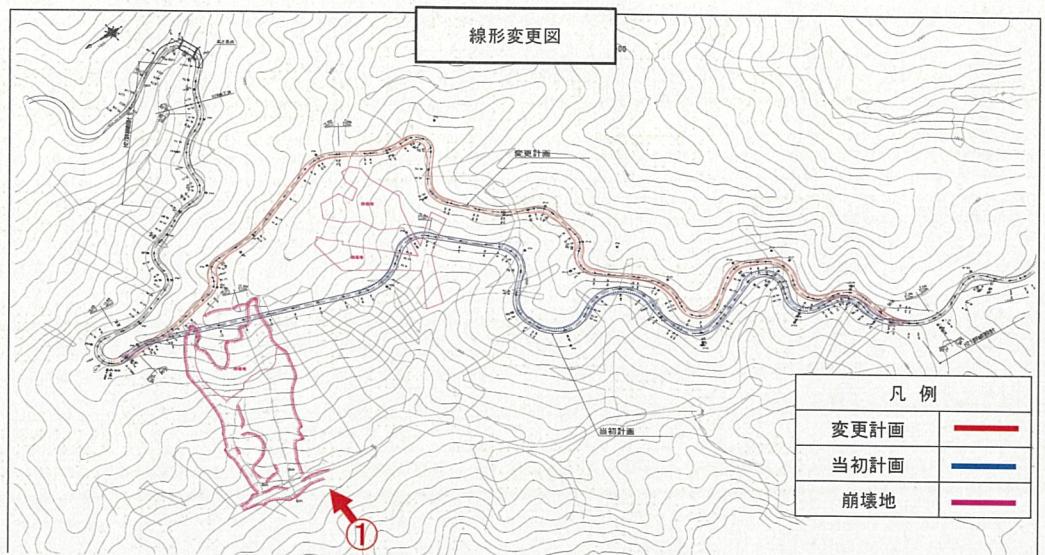
林道の事業期間を2年延長することから、計画期間を2年延長し、令和3年度までとする。

(地域再生計画の目標の変更)

計画期間を2年延長することから、地域再生計画の目標年度を変更する。

林道大島氏乗線 変更理由資料

平面図



①計画線形写真

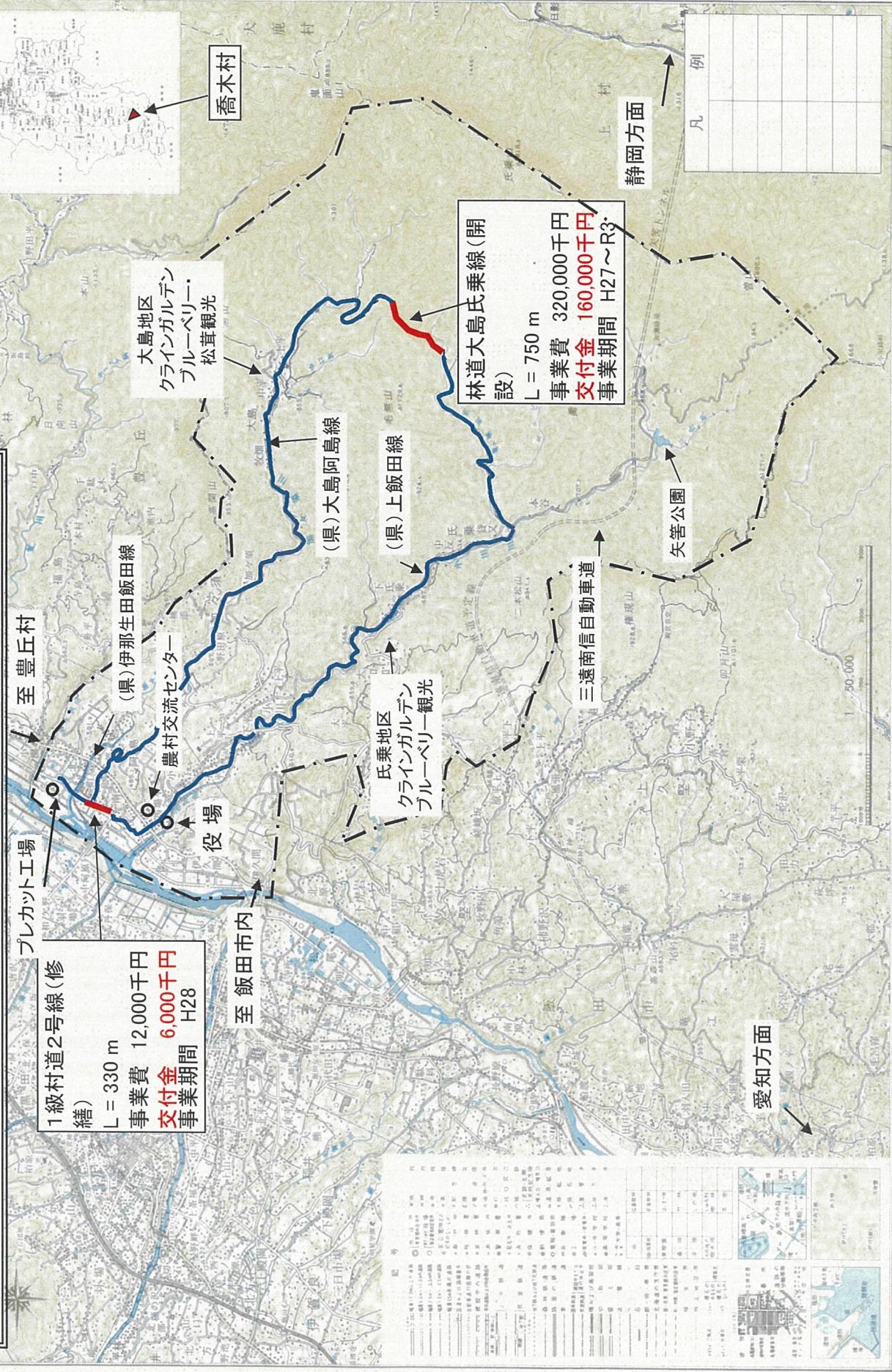


○計画ルート上において、先線の崩壊地の拡大に伴い、崩壊地の中を通過し、多額の費用が掛かること等により、崩壊地を迂回するルートへの見直しに時間を要した。



○平成 30 年 7 月 4 日から 6 日にかけて発生した豪雨の影響により被災した現場の災害復旧で開設工事現場への進入が 10 ヶ月困難となった。

(2) 整備する施設の整備箇所を示した図面



参考資料

地域再生計画「交流の輪をひろげる村づくり」年次計画(整備量、事業費)

施設名	路線名	整備量	事業費	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
村道	村道2号線(修繕)	330m	12,000		12,000					
林道	計	12,000	0	12,000	0	0	0	0	0	0
	林道大島氏乗線(開設)	750m	320,000	27,540	46,332	2,592	44,928	30,261	75,020	93,327
合計	計	320,000	27,540	46,332	2,592	44,928	30,261	75,020	93,327	
		332,000	27,540	58,332	2,592	44,928	30,261	75,020	93,327	

(参考資料)

整備量、事業費、事業期間等内訳新旧対照表

地域再生計画の名称	交流の輪をひろげる村づくり						
計画作成主体	長野県、喬木村						

施設	路線名		単位	旧	重要な変更	新	補助割合	増減
村道	村道2号線 (修繕)	整備量	m	330	330	330	50%	
		事業費	千円	12,000	12,000	12,000		
		期間	年度	H27-R元	H27-R元	H27-R元		
	小計	整備量	m	330	330	330		
		事業費	千円	12,000	12,000	12,000		
		事業期間	年度	H27-R元	H27-R元	H27-R元		
林道	林道大島氏乗線 (開設)	整備量	m	750	750	750	50%	
		事業費	千円	279,450	279,450	320,000		40,550
		期間	年度	H27-R元	H27-R元	H27-R3		2年
	小計	整備量	m	750	750	750		
		事業費	千円	279,450	279,450	320,000		40,550
		事業期間	年度	H27-R元	H27-R元	H27-R3		2年
合計		事業費	千円	291,450	291,450	332,000		40,550

		単位	旧		新		増減率
整備量	村道	m	330		330		1.00
	林道	m	750		750		1.00
事業費		千円	291,450		332,000		1.14
事業期間	村道	年度	H27-R元		H27-R元		
	林道	年度	H27-R元		H27-R3		

変更

(様式)地方創生整備推進交付金に係る地域再生計画の変更認定申請チェックリスト

地域再生 計画の名称	交流の輪をひろげる村づくり	担当者名	宮沢 和広
計画作成主体	長野県、喬木村	電話番号	0265-33-5128
担当部署	喬木村建設課	メールアドレス	kensetu01@vill.takagi.nagano.jp

注)県と市が申請する場合等に連絡先を複数記載するケースがありますが、原則連絡先は1箇所としてください。

- ・チェック欄にチェックリストへの対応状況を「○」(該当する)、「ー」(対象外)から選んでください。
○を選んだ場合は理由・根拠資料等について具体的に記入してください。

1 変更認定申請全般について（全ての変更認定申請が該当）

項目	チェックリスト	チェック欄	理由・根拠資料等
共通	変更認定申請内容が、変更認定基準に合致しているか。	○	変更後の実施計画は明確な物であり、地域再生法第五条第十六項第三号に掲げたとおり円滑かつ確実に実施される事が見込まれる。
	変更認定申請の時期が適切か。(交付に支障が生じる前に申請したか。)	○	現計画では令和元年度までの計画であり、令和元年度中の変更認定申請が必要である。
	新規認定又は変更認定を受けた地域再生計画をベースとした新旧対照表になっているか。	○	平成27年3月27日付けで認定を受けた計画を基準としている。
	変更認定を要する内容に伴い関連する計画本文及び添付資料の変更も変更されているか。	○	計画期間が記載されている計画書本文、工程表に対して記述を変更した。
	単に事業費や整備量の減だけの変更になっていないか。	○	林道事業の遅延により、事業期間の増を行うものである。
	変更理由が具体的に記載されているか。	○	計画区間における自然災害等により事業期間が増となる状況を変更理由書に記載した。

2 地域再生計画全体について

【「1 地域再生計画の名称」を変更する場合】

該当の有無(有 無)

項目	チェックリスト	チェック欄	理由・根拠資料等
計画の名称	地域再生計画の内容にふさわしい名称となっているか。	ー	

【「2 地域再生計画の作成主体の名称」を変更する場合】

該当の有無(有 無)

項目	チェックリスト	チェック欄	理由・根拠資料等
計画作成 主体	地域再生計画認定申請の申請者は適切か。	ー	

【機密性2情報】

【「4 地域再生計画の目標」を変更する場合】

該当の有無(有 無)

項目	チェックリスト	チェック欄	理由・根拠資料等
目標の妥当性	地域再生基本方針の「地域再生の目標」に適合しているか。	<input type="radio"/>	喬木村を事業主体とした道整備の他、その他事業の実施やNPOとの連携なども含めて総合的に進めることとしており、地域独自の取組もみられる。
	地域再生を図るために行う事業と、上位計画や関連計画との間に整合性があるか。	<input type="radio"/>	道路法、森林法等の法令、喬木村総合計画に基づくものである。
	地域の課題に適切に対応する目標となっているか。	<input type="radio"/>	地域の要望等に対応した目標となっている。
	地域再生計画の目標の記述と定量的な数値目標の整合性が図られているか。	<input type="radio"/>	災害時孤立集落の解消を目指すものである。
	定量的な数値目標は中間評価・事後評価ができる適切なものとなっているか。	<input type="radio"/>	評価指標は、林道が開設することにより過度な負担を伴わない評価が可能である。

【「5 地域再生を図るために行う事業」を変更する場合】

該当の有無(有 無)

項目	チェックリスト	チェック欄	理由・根拠資料等
計画の効果・効率性	地域再生を図るために行う事業が効率的となっているか。	—	
	地域再生を図るために、関連事業等と連携・組合せがされているか。(仮に事業単独で行う場合も、連携の要否が十分検討されているか。)	—	
	地域再生を図るために行う事業がどのように寄与するか記載されているか。	—	
	地域再生を図るために行う事業の効果の発現は十分に見込まれるか。	—	
	計画期間と事業実施期間は適切か。	<input type="radio"/>	1~7年目まで林道の開設をし、その間に村道の事業を行う7カ年の計画期間としている。
計画の実現可能性	地域住民の合意形成が図れるなど地元の機運が醸成されているか。	<input type="radio"/>	平成25年10月に県による説明会が大島地区で行われた。
	地域再生を図るために行う事業の実施体制は整っているか。	<input type="radio"/>	長野県、喬木村と土地所有者及び地元と連絡調整を図りつつ事業の進捗を図る。
	地域再生を図るために行う事業の実施スケジュールが明確であるか。	<input type="radio"/>	7年間で林道0.75kmの整備を行うこととしている。
	地域再生を図るために行う事業が法令等を遵守しているものであるか。	<input type="radio"/>	林道については保安林であるため、保安林内作業許可後に工事を実施している。

【「6 計画期間」を変更する場合】

該当の有無(有 無)

項目	チェックリスト	チェック欄	理由・根拠資料等
計画期間	計画期間の変更はやむを得ないと認められるか。	<input type="radio"/>	林道0.75kmの整備を行うこととしているため、やむを得ない。

【「7 目標の達成状況に係る評価に関する事項」を変更する場合】

該当の有無(有 無)

項目	チェックリスト	チェック欄	理由・根拠資料等
評価	地域再生計画の中間評価・事後評価の方法と公表方法は適切か。	—	

【機密性2情報】

3 地方創生整備推進交付金を充てて行う整備事業関係について

【施設、路線・地区を追加・変更する場合】

該当の有無(有 無)

項目	チェックリスト	△△欄	理由・根拠資料等
共通	整備事業(整備交付金)の種類は明記され、2以上の種類の施設整備が含まれているか。		
	交付金を充てて整備する施設の整備の必要性や内容が明確になっているか。		
	実施する整備事業が地方版総合戦略に定められているか。		
	整備事業が政策間連携その他の観点により先導的な事業となっているか。		
	整備事業と連携・組合せする独自事業等の関連事業が適切に記載されているか。		
	交付金の対象施設が交付対象となっているものか。		
	計画期間の整備量に対する事業費は適切か。		
	事業費に対する交付金の額は適切か。		
	整備事業の実施状況に関する客観的な指標(KPI)は適切に設定されているか。		
	必要な関係機関との調整を終えているか。		
	施設用地が確保されている、又は、適切な用地交渉等により確保される十分な見通しがあるか。		
	整備後において施設の管理・運営が適正に行われる見込みであるか。		
	区域図、整備箇所を示した図面、工程表等認定に必要な資料も添付されているか。		
	申請書等は様式に沿って作成しているか。		
道の整備事業	地域再生を図るために行う2以上の施設の道整備において各施設間に関連性が認められるか。		
	市町村道にあっては、市町村の認定路線になっているか。		
	広域農道にあっては、土地改良法に基づく実施手続を了しているか。		
	林道にあっては、地域森林計画に記載されているか。		
	広域農道又は林道の保全対策にあっては、地方創生整備推進交付金要綱に定める事業費等の要件を満たしているか。		

【機密性2情報】

汚水処理 施設の 整備事業	交付金を充てて整備する施設の配置が効率的なものになっているか。		
	公共下水道にあっては、下水道法第4条に定める事業計画が策定されているか。		
	農業集落排水施設にあっては、農山漁村地域整備交付金実施要領の別紙10-1及び10-2に定める手続を了しているか。		
	漁業集落排水施設にあっては、農山漁村地域整備交付金実施要領の別紙21に定める事業計画を作成し提出しているか。		
	浄化槽にあっては、循環型社会形成推進交付金交付要綱、同取扱要領、浄化槽設置整備事業実施要綱、同取扱要領、浄化槽市町村整備推進事業実施要綱及び同取扱要領に定める要件を満たしているか。		
港の 整備事業	交付金を充てて整備する地方港湾と第一種漁港・第二種漁港の一体的整備の必要性が説明できるか。		
	港湾施設にあっては、地方港湾審議会の意見の聴取(港湾計画を作成している場合)その他の所要の調整を了しているか。		
	漁港施設にあっては、漁港施設用地利用計画その他の所要の調整を了しているか。		

【施設、路線・地区の追加・変更以外の変更の場合】

該当の有無(有 無)

項目	チェックリスト	チェック欄	理由・根拠資料等
共通	交付金を充てて整備する施設の整備の必要性や内容が明確になっているか。	—	
	整備事業と連携・組合せする独自事業等の関連事業が適切に記載されているか。	—	
	計画期間の整備量に対する事業費は適切か。	○	0.75kmの整備で事業費が320百万円に対して、前回は0.75kmの整備で事業費が279百万円である。同等の事業費である。
	事業費に対する交付金の額は適切か。	—	
	必要な関係機関との調整を終えているか。	—	
	施設用地が確保されている、又は、適切な用地交渉等により確保される十分な見通しがあるか。	—	
	整備後において施設の管理・運営が適正に行われる見込みであるか。	—	
	区域図、整備箇所を示した図面、工程表等認定に必要な資料も添付されているか。	○	区域図、整備箇所を示した図面、工程表を添付した。
	申請書等は様式に沿って作成しているか。	○	地域再生計画認定申請マニュアル第3章3-2②に記載されている様式に合わせた。

注1) 道の整備事業、汚水処理施設の整備事業、港の整備事業のチェック欄は該当する整備事業の種類のみチェック願います。

注2) 記入欄が不足する場合は行の高さを調節してください。行の挿入・削除、その他の改変を行わないでください。

注3) 必要に応じて、参考資料を添付してください。

交流の輪をひろげる村づくり

ながのけん・たかぎむら
【長野県・喬木村】

計画概要

基幹林道の開設により木材搬出や森林整備を推進するとともに、生活道路が1本しかない大島地区の袋小路を解消する。村道2号線は喬木村と豊丘村・飯田市を結ぶ主要幹線道路であり、木材搬出車両のアクセス道路でもある。以上の事業により各地域を結ぶ道路ネットワークの整備を図る。

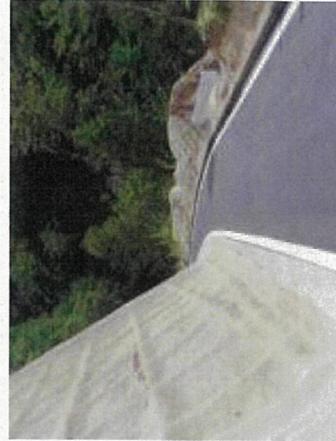
地域再生計画の区域

喬木村の全域

平成27年度～令和3年度
計画期間

地域再生計画の目標

項目	現状	目標
交流人口の増	70,000人	79,000人
間伐面積の増	85ha	100ha



目標達成のために行う事業

＜道整備交付金＞

村道: 0.33km、林道: 0.75km

総事業費 332百万円（うち国費 166百万円）
村道 12百万円（うち国費 6百万円）
林道 320百万円（うち国費 160百万円）

「地域再生基盤強化交付金」を活用した地域再生計画（長野県・喬木村）

ながのけん
たかぎむら
喬木村

交流の輪をひろげる村づくり

作成主体	長野県、喬木村
区 域	喬木村の全域
計画期間	H27～R3年度



◆背景

- ・木材搬出や森林整備を推進するとともに、生活道路が1本しかない大島地区の袋小路を解消したい。

◆目標

- ・大島と氏乗の両集落を連絡し地域の安定と交流を図る。村道改良と林道開設により、道路ネットワークを整備する。

【数値目標】

- ・交流人口の増 70,000人→79,000人
- ・間伐面積の増 85ha→100ha



◆取組

○村道及び林道の整備

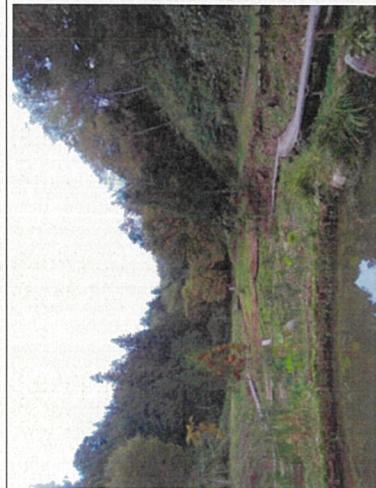
- 村道 道路延長 330m
- 林道 道路延長 750m

【道整備交付金（内閣府）】

総事業費 332百万円（うち国費 166百万円）



クラインガルテン



森林公園